

保育園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人牧之原市社会福祉事業団

勝間田保育園

目 次

目次	P 1
はじめに	P 2
1 運営主体	P 3
2 保育園の概要	P 3
3 保育園の建物・設備等	P 4
4 牧之原市教育、保育施設の基本理念と基本方針等	P 5
5 職員体制について	P 7
6 保育の必要量	P 7
7 保育園の開園日、開園時間及び休園日	P 8
8 保育時間	P 8
9 特定教育・保育施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項	P 8
10 土曜保育の利用について	P 9
11 延長保育について	P 9
12 慣らし保育について	P 10
13 病後児保育について	P 10
14 利用料等について	P 10
15 保育園の1日の様子	P 11
16 年間行事予定表	P 12
17 給食（食育）及び衛生管理等について	P 13
18 健康管理について	P 14～P18
19 緊急時等における対応方法	P 18
20 非常災害対策	P 19～P20
21 虐待防止等の措置について	P 21
22 個人情報の取扱いについて	P 22
23 保育内容に関する相談・苦情窓口等	P 23
24 安全について	P 24
25 賠償責任保険等の加入	P 24～P25
26 登園・降園時における留意事項	P 25
27 保育園と保護者の連携	P 26
28 その他	P 27
29 こんな時は必ず手続きを	P 28
「お子さまをお預かりする上で最も大切な点」	P 29
「保護者の皆様にご理解いただきたい大切なこと」	P 30

はじめに

ご入園おめでとうございます。

牧之原市社会福祉事業団の保育園では、一人ひとりのお子さんを大切にし、心豊かに楽しく生活できるよう保育をしていきます。

家庭を離れての保育園生活は、お子さんにとっても保護者の皆様にも心配なことがあると思います。保育園は、家庭的で親しみのある、ゆったりとして安心感のもてる雰囲気をつくり、その中で子どもたちが、健全な心身の発達を図れるよう支援していきます。

これからお子さんは、家庭と保育園という二つの場所で生活をしていくことになります。

お子さんが喜んで登園できるよう、家庭と保育園がより緊密な連携をとり合いながら、十分な心配りをしていきましょう。

園と家庭の役割

保育園では…………大勢の友達と遊んだり、保育に関わる大人と関わったりする中で、いろいろな事を経験しながら多くのことを学んでいきます。

家庭では…………家族との温かいふれあいや、地域社会とのつながりの中で、生活の基礎を育んでいきます。

※ 家庭と保育園とが、それぞれの役割を十分認め合い、お互いの理解と信頼のうえで、保育を進めていきましょう。

保育園の役割

- 保育園は児童福祉法に基づき、保護者の就労、病気や出産など家庭で保育できない保護者にかわって保育と教育を行う施設です。子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければなりません。

保護者の役割

- 保護者は児童福祉法に言われているように、子どもが家族に心から愛され養護を受け、「人」として心身ともに健やかに育成されるよう努める責任があります。

1 運営主体

名称	社会福祉法人 牧之原市社会福祉事業団
法人等種別	社会福祉法人
所在地	〒421-0422 静岡県牧之原市静波991番地1
代表者氏名	理事長 杉本 基久雄
連絡先・FAX	電話番号:0548-23-0084 F A X:0548-24-1005
設立年月日	令和3年2月17日
定款の目的に定めた事業	(イ)保育所の経営
法人の沿革	令和3年2月 牧之原市立教育・保育施設の運営主体として、牧之原市が社会 福祉法人牧之原市社会福祉事業団を設立 令和4年4月 菅山保育園・萩間保育園・勝間田保育園の受託経営開始

2 保育園の概要

種別	保育所(認可保育所)						
名称	勝間田保育園						
施設所在地	〒421-0402 静岡県牧之原市勝間567番地3						
施設長氏名	園長 朝比奈 いずみ						
開設年月日	昭和50年4月1日						
連絡先	電話番号:0548-28-0329 FAX番号:0548-28-0329						
利用定員	3号認定			2号認定		合計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	3人	6人	10人	10人	10人	11人	50人
施設の目的	保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ保育事業を行うことを目的とします。						
運営方針	・保育の提供にあたっては、「保育所保育指針」を遵守しながら、牧之原市の教育・保育施設の基本理念に基づき、入園する子どもたちの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供します。また家庭や地域社会と力を合わせ、一人一人の育ちや生活環境に十分に配慮し、園生活を通して次世代を担う「心豊かでたくましい子」を育てます。						
提供する特定教育・保育の内容	子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。						

＜クラス編成＞

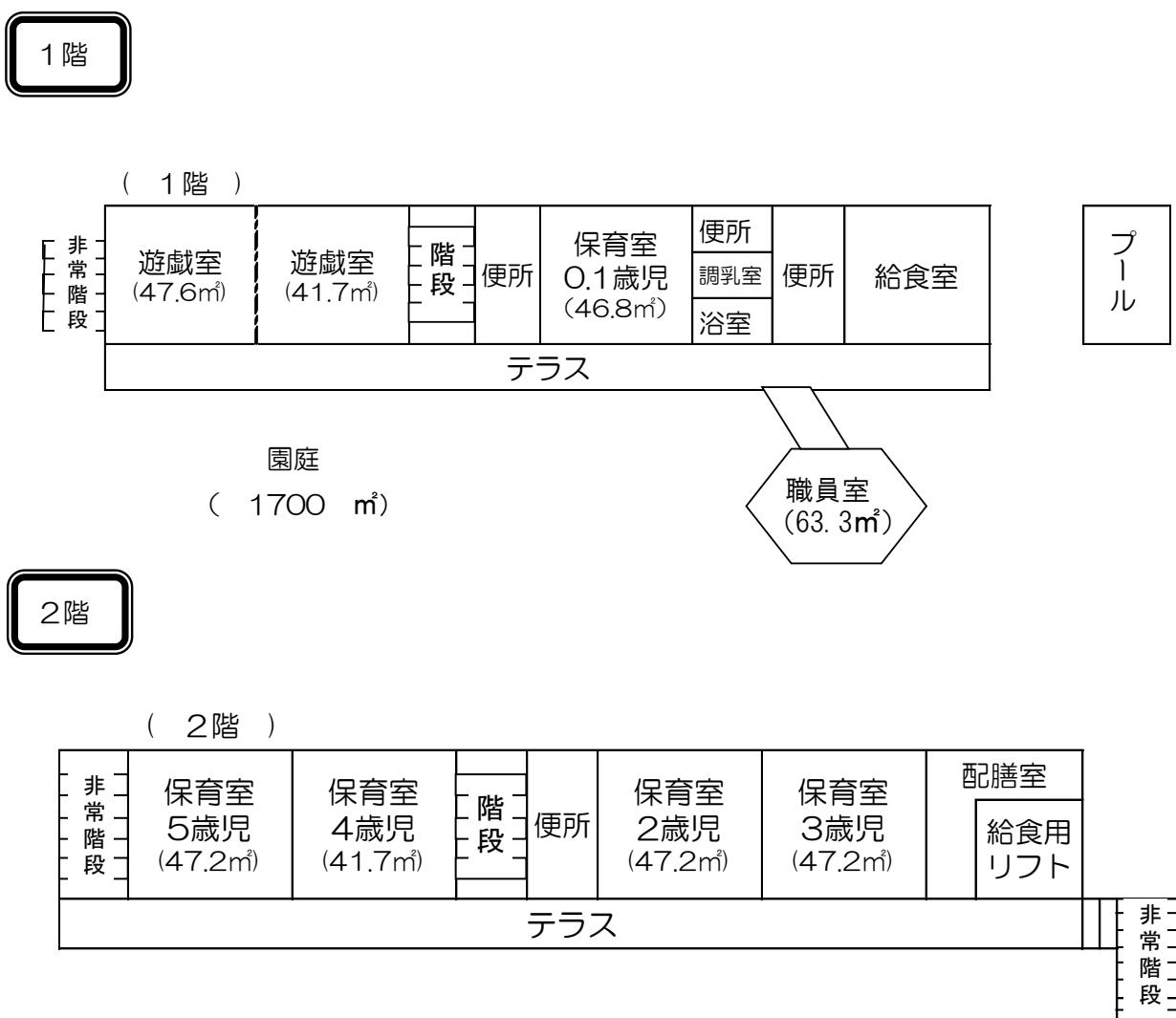
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	いちご	りんご	うさぎ	つくし	ばら	すみれ

3 保育園の建物・設備等

(1)施設の概要

建物構造		鉄骨コンクリート造 2階建て		
建物面積	延床面積	917.62 m ²		
	建築面積	551.98 m ²		
施設設備の数と面積	①乳児室・ほふく室	1室	56.70	m ²
	②保育室	4室	218.40	m ²
	③遊戯室	1室	109.20	m ²
	④調理室	1室	46.08	m ²
	⑤医務室	1室	9.83	m ²
	⑥トイレ	4個	27.18	m ²
	⑦事務室	1室	50.34	m ²
	⑧その他	—	399.89	m ²
屋外遊戯場(園庭)	1,700.00 m ²			
設備の種類	プール、冷暖房等			

<園舎平面図>



4 牧之原市社教育・保育施設の基本理念・基本方針等

乳幼児期は、豊かな人間性を形成する大切なときです。

牧之原市では、保護者や地域社会と力を合わせ、一人一人の育ちや生活環境に十分に配慮し、園生活を通して次世代を担う「心豊かでたくましい子」を育てます。

園では、一人一人の子どもを大切にし、集団生活を通して次のような基本理念と基本方針の下によりよい保育を実施していきます。

基本理念及び 保育方針等	<p>1 基本理念</p> <p>「心豊かにたくましく」</p> <p>～牧之原市の子どもたちが現在(いま)を 未来(あす)をよりよく生きるために～</p> <p>乳幼児期は豊かな人間性を形成する大切な時期です。</p> <p>保護者や地域社会と力をあわせ、一人一人の育ちや生活環境に十分心を配り、園生活を通して次世代を担う「心豊かでたくましい子」を育てます。</p> <p>2 保育及び教育の基本</p> <p>○保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、入園する子どもの最善の利益を考慮します。</p> <p>○子どものその後の教育の基礎を培う場として、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することに努めます。</p> <p>○乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して養護及び教育を一体的に行い、家庭との緊密な連携の下に、子どもの生活全体が豊かなものになるよう努めます。</p> <p>○入園する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。</p> <p>○保育者は、保育園等の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に努めます。</p> <p>3 保育及び教育の目標</p> <p>①子どもたちの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす保育園等において、毎日の園生活を通して健康で「丈夫ながらだ」をつくり、一人一人の個性を大切に「豊かな表現力」を身につけることで、誰にでも「やさしい心」で接することのできる『心豊かでたくましい子』を育てます。</p> <p>ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいた雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ります。</p> <p>イ 周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、子ども一人一人が安心感と信頼感をもつていろいろな活動に取り組めるように努めます。</p> <p>ウ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を育みます。</p> <p>エ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育</p>
-----------------	---

てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを育みます。

オ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを育みます。

カ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養います。

キ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを育みます。

ク 子どもの生活経験がそれぞれ異なることを考慮して、子ども一人一人の特性や発達の過程に応じた関わりを行います。

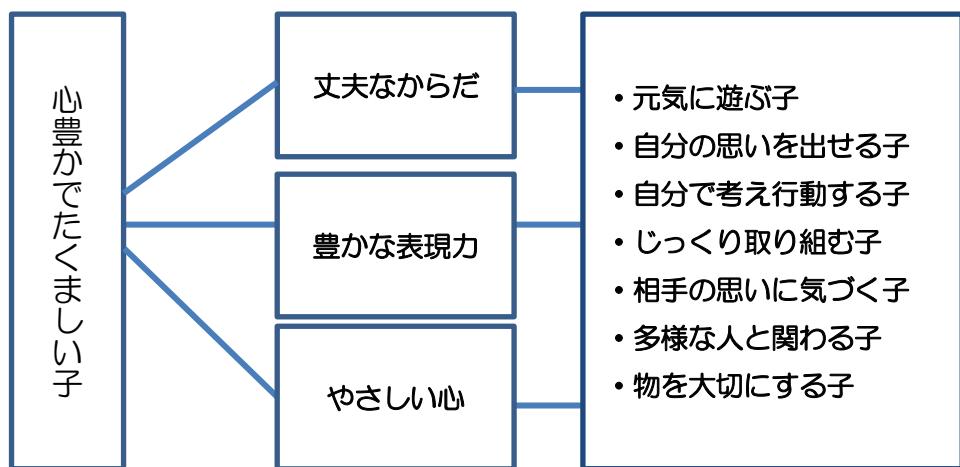
②入園する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園等の特性や保育者等の専門性を活かして、その援助に当たります。

4 育みたい資質・能力

- ①豊かな体験を通して、感じたり、気付いたり、分つたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- ②気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- ③心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 健康な心と体 ○自立心 ○協同性 ○道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活と関わり ○思考力の芽生え ○自然とのかかわり・生命尊重
- 数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚 ○言葉による伝え合い
- 豊かな感性と表現



5 職員体制について

令和6年3月1日現在

職名	業務の内容	常勤	非常勤
園長(施設長)	園長(施設長)は、職員及びの業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1名	一名
主任保育士	主任保育士は地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。	1名	一名
保育士	保育士は、保育計画及び全体の計画の立案をし、その計画に基づき全ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。	3名	7名
管理栄養士	栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児職に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育に関する活動を行う。	一名	一名
給食管理員	給食管理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。	2名	一名
その他	保育支援員 保育士の職務を助ける業務を行う。	一名	1名
計		7名	8名

- ◆上記表は、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する基準及びその他関係法令等に基づく職員(基準職員)を配置しています。
- ◆開園時間中は、最低2名以上の保育者を配置し、保育にあたります。
- ◆上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

6 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて以下の区分の認定を行います。区分により保育園の利用時間や保育料、延長保育料が異なりますのでご注意ください。

区分	内容
保育標準時間認定	1日あたり原則8時間、最長11時間(フルタイム就労を想定)
保育短時間認定	1日あたり最長8時間(パートタイム就労を想定)

7 保育園の開園日、開園時間及び休園日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
希望保育	土曜日、年度末年度初め、ゴールデンウィーク、8月中旬	
保育時間	保育標準時間	午前7時15分～午後6時15分(11時間)
	保育短時間	午前8時15分～午後4時15分(8時間)
延長保育	保育標準時間	—
	保育短時間	朝：7時15分～8時15分 夕：4時15分～6時15分
休業日	日曜日・国民の祝日にに関する法律に規定する休日 年末年始(12月29日～1月3日) ※非常災害(地震や台風等)又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。	

8 保育時間

- ◆保育時間は、認定された保育の必要量の範囲で保護者の就労時間、通勤時間やお子様の状況を踏まえて決まります。
- ◆保育の必要量は、最長で保育園等を利用することができますの時間であり、そのままお子様の保育時間となるわけではありません。実際の保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者とお子様の状況などを踏まえて、在園している保育園と個別調整となります。

9 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

(1)利用の開始について

当保育園では、牧之原市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

(2)利用の終了について

当園は、次の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ③ 市外に転出するとき(管外委託が可能な場合もあります)
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10 土曜保育の利用について

保育園は月曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く)に保育を行っています。しかし、実際には、保護者の仕事が土曜休み等の場合は家庭で保育ができるため、土曜日に登園する子どもの人数は平日に比べて少なくなっています。そこで保育士の人材確保と勤務状況改善のため、希望保育とし、保育所等が連携し行う共同保育が実施されています。

したがって、土曜日は普段利用している保育施設と違う場所での保育になる場合がありますのでご承知おきください。

土曜保育の対象となる条件	園に通園する園児で、原則、就労のため保育が必要であること。 ※買い物やレジャー等の私用での利用はできません。
開園時間	午前7時15分～午後6時15分 ※開園時間内で必要な時間を保育します。
保育の実施場所	I 菅山保育園 (菅山・萩間・地頭方・相良こども園に通園する園児) II 坂部保育園 (坂部・勝間田保育園に通園する園児) III 牧之原保育園 (牧之原保育園に通園する園児)
土曜保育の申請等	①土曜保育申請書に就労証明書を添付して、園に提出します。 ・申請は年度単位です。毎年度更新が必要になります。 ②園長と面接し、受け入れの可否が決定されます。決定者には「土曜保育承諾書」が園から交付されます。 ③毎月20日までに、翌月の土曜保育確認書を提出してください。 ・キャンセルする場合は、前日までに園に連絡願います。 ※年度途中に保育の必要がなくなった場合、または年度途中で保育が必要となった場合は、園長に申し出てください。
担当の職員について	各園の園長・保育士が交代で保育をさせて頂きます。
その他	・当日の申し込みについてはお受けできません。 ・与薬については安全面を考量しお受けできません。

11 延長保育について

対象園児	保育の必要性の認定における保育必要量の区分が「保育短時間」認定の児童であること。
実施日	月曜日から金曜日までの5日間
実施時間	①朝:午前7時15分～午前8時15分 ②夕:午後4時15分～午後6時15分
延長保育料	30分毎300円
支払方法	現金払(支払期限:保育園が指定する期日まで)
留意事項	保育標準時間認定の園児は、当該事業の対象外になります。



12 慣らし保育について

保育園の生活に慣れるまでは、年齢や個人差により違いがありますが、入園当初から新しい環境の中で長時間過ごすことはお子さまにとって不安なものです。

お子さまが無理なく保育園に慣れるができるように、入園後3日～5日程度は午前中のみの慣らし保育となります。そのため、この時期は保護者様のお迎えの時間が早くなることを予定しておいてください。ご協力をお願いします。

13 病後児保育

保護者が就労のため家庭で保育ができない児童で、病気やケガの回復期にあり、通常の集団保育を受けることが難しい子どもを対象に預る保育サービスです。

時 間	午前8時15分～午後5時00分
対 象	生後10か月～小学校3年生までの児童
場 所	坂部保育園で行っております。

14 利用料等について

1)利用料(月額)

項目	金額
利用料(保育料)	園児が居住する市町村が定める利用者負担 ※市へ納付

➢3歳児以上の保育料は無償となります。

2)諸経費

項目	対 象	支払方法	金額
給食費(月額)	主食代	3歳児以上	口座引落(※) 600 円
	副食費		口座引落(※) 4,700 円
実費徴収	絵本代		現金徴収
	園児用品		現金徴収
			円
日本スポーツ振興センター「災害共済給付」	全園児	5月現金徴収	220 円
延長保育料	利用者	現金徴収	300 円

3)納付区分

利用園	保育料 (0～2歳児)	延長保育料 (該当者のみ)	給食費 (3歳児以上ののみ)
保育園	公立園	市に納付	
	事業団園	市に納付	事業団に納付 市を経由し事業団に納付
	私立園	市に納付	各園に納付

※給食費については、現在市が徴収し、市がまとめて事業団(各園)の口座に振り込むという方法となっていま
すが、今後事業団が直接徴収する方法に変更していきます。準備ができ次第またご連絡させていただきます。
す。

15 保育園の1日の様子

時間	子どもの生活		
	○歳児クラス	1・2歳児クラス	3・4・5歳児
7:15	順次登園	順次登園	順次登園
8:15	あそび、	あそび	あそび
9:30	おやつ	おやつ	
10:00	あそび 必要に応じて睡眠	あそび	
11:00	昼食	昼食	昼食
12:00	お昼寝		
13:00		お昼寝	お昼寝
15:00	おやつ あそび	おやつ あそび	おやつ あそび
16:15	順次降園	順次降園	順次降園
18:15			

- ※ 朝保育は合同保育となります。
- ※ オムツ交換、排泄、手洗い、着替え等は適宜おこなうよう援助します。
- ※ 散歩の時には複数の職員で出掛けています。
また、携帯電話や、防犯用の笛を持っていきます。
- ※ 睡眠は、子どものリズムに合わせて対応します
- ※ 夕方の保育は人数に応じて合同保育となります。

16 年間行事予定表

行事月	主な保育行事	防災・防犯	保健
4	入園のつどい 園外保育	安全点検 避難訓練(地震・火災・不審者)	身体測定
5	夏野菜栽培 じゃがいもほり ○新茶の会	安全点検 避難訓練(火災) 防犯教室	身体測定 内科健診・歯科健診・尿検査
6	☆個別面談 さつまいもつるさし 園外保育 ☆保育参加会	安全点検 避難訓練(地震午睡中) 防犯教室	身体測定 歯の健康教育(4歳児)
7	プール開き 七夕まつり会 夏祭り ☆保育参加会 第64回関東ブロック保育研究大会にて発表(新潟県)	安全点検 避難訓練(地震プール遊び中・台風・水害) 交通教室 花火教室	身体測定 フッ素洗口開始(4歳児)
8	プール納め ☆保育参加会	安全点検 避難訓練(地震・火災長時間保育中・不審者)	身体測定
9	☆保育参加会	安全点検 総合防災訓練 避難訓練(地震放射能汚染) 引渡し訓練	身体測定
10	☆運動会 さつまいもほり 園外保育 ハロウィンパーティー	安全点検 避難訓練(地震散歩中・水害)	身体測定 内科健診、歯科健診
11	園外保育 冬野菜栽培 SL遠足	安全点検 消防署による避難訓練	身体測定 風邪予防の指導
12	☆発表会 焼きいも会 わらんべ観劇 クリスマス会	安全点検 地域防災訓練 避難訓練(火災戸外遊び中)	身体測定
1	卒園写真撮影 グリーンシトラス鑑賞 サッカー教室	安全点検 避難訓練(地震・火災集会中)	身体測定 構音検査(4歳児)
2	豆まき会 一日入学 こまのたけちゃん観劇	安全点検 避難訓練(地震自由遊び中)	身体測定
3	おめでとう会 園外保育 ☆卒園式	安全点検 避難訓練(地震・火災職員抜き打ち)	身体測定
定期的な行事	誕生会(毎月)、じゅんちゃん先生運動遊び(年4回)		
その他行事	役員会(3回)、運営委員会(3回)、資源回収(12回)、奉仕作業(2回)		
研修等	市園長会(毎月2回)、事業団園長会(毎月)、市主任会(毎月)、職員会議(毎月)、園内研修(12回)、市保育士研修会(年4回)、市保育園こども園年齢別公開保育(年6回)、県保育士会、県保連、榛保連研修会、新採保育士研修(年8回)		

※☆印は保護者参加型の行事を想定しています。参加が可能なご家庭は是非ご参加ください。

※予定は都合により変更になることがありますので、ご了承ください。

※行事日程が決定次第別紙でお知らせいたします。

17 納食(食育)及び衛生管理等について

食育の推進	保育園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験ができるよう食育を推進します。
給食 (昼食・おやつ・補食)	児童の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し、自園で調理した給食の提供に努めます。
献立等	保育園では、市の栄養士を中心に園の調理師が話し合いをもちながら作成した健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を十分に考慮した献立をもとに、新鮮で安全な食材を使用し調理を行っております。 なお、毎月月末までに翌月の献立表を配信及び園の掲示版でお知らせするとともに、日々の給食を玄関付近等のサンプルケースに展示します。
食物アレルギー等 への対応	○食物アレルギー等で除去食を必要とされる場合、入園時又は必要となった時に担任・園長へ直接ご相談ください。 ○主治医の生活管理指導票を提出していただき、医師の指示に従って、保護者と市の栄養士と給食管理員と面談の上対応方法を検討させていただきます。
衛生管理等	○職員の健康診断を年1回及び保菌検査(検便)を毎月実施します。 ○「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた給食施設・設備の管理、衛生の保持、食品の取り扱い、給食従事者の健康管理などに留意し衛生管理に努めます。

～ 健康にすごすために ～

健康は子どものしあわせな生活の基本です。

子どもにとって心や体が発達していくうえで、生活のリズムを整えていくことはとても大切です。

- 規則正しい生活、
- 思いきり体を動かして遊ぶ、
- 楽しい食事、
- 十分な睡眠や休息

これらの条件が満たされ心も体も安定して健康に過ごせるように、子どもの生活を24時間でとらえ、家庭と保育園との連携を密にして生活リズムを整えましょう。

18 健康管理について

(1)健康診断

健康診断	年2回嘱託医・嘱託歯科医のもと健康診断を行います。
身体測定	全ての園児を対象に毎月身長・体重の測定を行います。

(2)健康管理等

- ① 乳幼児は免疫力が十分でないため、集団で長時間過ごす保育園では、病気にかかったり、体に異常があらわれたりすることがあります。前日前夜の健康状態が良くなかったときは、朝の様子をみた上で判断してください。

以下の症状が見られたときは、医師の指示を受け、日常の健康状態に回復してから登園しましょう。

発熱	・24時間以内に38°Cを超える発熱がある場合 ・解熱剤を使用している場合
下痢	・24時間以内に複数回の水様便がある場合 ・食事毎に下痢便が出る場合 ・機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている等の症状がみられる場合
嘔吐	・24時間以内に複数回の嘔吐がある場合 ・食欲がない、機嫌が悪く元気がない等の症状がみられる場合

(参考:「保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省)

② 与薬

園に薬を持参することは望ましいことではありませんが、医師の指示でやむを得ず保育時間中の与薬が必要となる場合に限って、与薬を受け付けます。

別紙「園における与薬の取扱いについて」をよく読んで、園に申し出てください。(市販薬の取扱いは行いません。)

- ③ 保育中に発病(発熱 37.8°Cを目安・体調不良・健康状態の変化が著しい場合・傷害が発生)した場合には、保護者にご連絡させていただきます。状況にもよりますが、発熱 38.0°Cでお迎えをお願いします。
- ④ 予防接種の後は、状態が急変することも考えられるため、医師の指導に従い、できる限り自宅で静かにすごしてください。
- ⑤ 感染症の場合

- ・学校保健安全法では、感染性の病気にかかったときは出席停止の指示をしなければならないことになっていますが、保育園においてもこれを準用していきます。
- ・感染症に罹患した場合、他の園児に感染する恐れがありますので休ませてください。なお、完治した場合は医師の証明書を提出して登園願います。(子どもの感染症の一覧及び「インフルエンザ発症から再登園までの流れ」を参照)
- ・出席停止ではない感染症については、完治を確認した上で、登園届に記入をして提出してください。
- ・家族に感染症が発生した場合は、速やかにお知らせください。
- ・感染症等の情報や保育園における感染症対策については、状況に応じてその都度、通知いたします。

(3)子どもの感染症一覧

種類	感染症名	出席停止の期間
経過報告書	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、且つ解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、且つ症状が軽快した後1日を経過するまで
登園許可証	百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱・アデノウィルス)	主症状が消退したあと2日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	
	腸管出血性大腸菌 O-157 O-26 等	症状が治まった後48時間あけて連続2回の検便が陰性になるまで
登園届	急性出血結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	溶連菌感染症	内服後1~2日経過するまで
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良くなるまで
	流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) ノロウイルス・ロタウイルス	色や状態が普通便になり、普通の食事が摂れるようになるまで
	ヘルパンギーナ	解熱後1日以上が経過し、普通の食事が摂れるようになるまで
	手足口病	
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まるまで
	RSウイルス感染症	呼吸器症状がなく全身状態が良くなるまで
その他	帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	伝染性膿瘍(とびひ)	とびひが乾燥し部分を覆うことができる程度になるまで
	伝染性軟屬腫(水いぼ)	搔き壊し滲出液が出ている時は覆う
	アタマジラミ	家族同時に駆除

保育所における感染症対策ガイドライン参照(2023年5月一部改訂)

～ 保育所等における感染症 ～

保育園は、免疫機能が未熟な低年齢の子ども達が、長時間密接にふれあいながら生活しています。保育園は乳幼児にとって感染の危険性が高く、さらに感染症の発症が起こりやすい場であることをご理解いただき、保育園内での感染を防止するために、感染力がなくなるまで、罹患児の登園を避けていただく場合がありますのでご承知ください。

「うつらない」「うつさない」を心がけましょう。

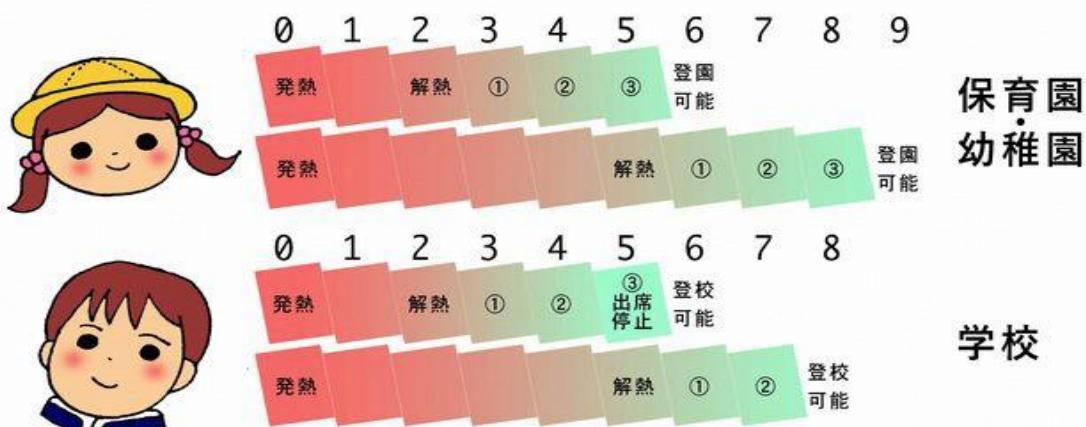
(4) インフルエンザ発症から再登園までの流れ

1	発熱等発症
2	医療機関受診 > インフルエンザと診断
3	園に受診結果を電話で報告 ・園が「インフルエンザ経過報告書」様式【保護者記入】を保護者に発行します。
4	自宅にて安静（安静期間：発症後5日、かつ解熱後3日を経過するまで） ・「インフルエンザ経過報告書」に、発症日からの体温を記載する場所があります。発症日より、家庭でお子さんの体温を1日2回（午前と午後に1回ずつ）計測して記入してください。
5	必要期間自宅でお休み（安静）後、「インフルエンザ経過報告書」を持って登園 ・園で登園基準である“発症後5日、かつ解熱後3日を経過”を経過しているか「インフルエンザ経過報告書」を確認させていただき、登園を許可します。 <u>登園許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。</u> <u>保護者の署名のある「インフルエンザ経過報告書」をもって登園となります。</u>
※ 発 症 日	熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日です。
※ 発 症 後 5 日	発症した日を0日として、そこから5日間（実質最短でも6日間）経過するまでとなります。
※ 解 熱 後 3 日	平熱となった日を0日とし、そこから3日間（平熱で1日過ごせた日を3日間）となります。
※ 発 症 日 か ら の 体 温 記 録 表	登園可能になる日まで、午前と午後に熱を測り、体温記録表に記入をお願いします。

学校保健安全法はインフルエンザに罹患したとき出席停止期間を次のように定めています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで登園できません。

発熱した日を発症〇日として、発症後最低5日間は登園不可です。また解熱した日を解熱〇日として、3日解熱した日を経過して登園許可となります。



インフルエンザ出席停止期間の数え方

なお治療後も以下のような症状がありましたら医療機関を受診してください。

- 呼びかけても返事が遅い ●興奮症状がみられる ●けいれん
- 眼の焦点が合わない ●意識がなくなる ●いつもとは様子が明らかに違う など

<小児の異常行動について>

小児のインフルエンザでは、インフルエンザ脳症とは別に、異常行動が約 10%にみられます。ほとんどが発熱 1~2 日目にあらわれ、1~2 日間で軽快します。

極めてまれなことですが、異常行動の結果、転落等による死亡事故が起こる場合があります
(2009 年 4 月から 2017 年 8 月までに 8 件の報告)。

異常行動は抗インフルエンザ薬が使用されていても報告されていますので、小児・未成年者がインフルエンザと診断され、治療を開始してから少なくとも 2 日間は、異常行動による事故を防ぐために、自宅で小児・未成年者が一人にならないように注意してください。

その他の注意

インフルエンザは飛沫感染(咳、くしゃみで発生した飛沫)と接触感染(ドアノブについた飛沫を触り、その手で目や鼻や口に接触)で感染します。手洗いやアルコール消毒、咳エチケットなどに心がけ、家庭内での二次感染にご注意ください。

(5) 新型コロナウイルス発症から再登園までの流れ

1	発熱等発症
2	医療機関受診又は検査キットによる判定 > 新型コロナウイルスと診断(陽性反応)
3	園に受診結果を電話で報告 ・園が「新型コロナウイルス感染症経過報告書」様式【保護者記入】を保護者に発行します。
4	自宅にて安静 (安静期間:発症後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで) ・「新型コロナウイルス感染症経過報告書」に、発症日からの体温を記載する場所があります。発症日より、家庭でお子さんの体温を1日2回(午前と午後に1回ずつ)計測して記入してください。
5	必要期間自宅でお休み(安静)後、「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を持って登園 ・園で登園基準である“発症後5日、かつ解熱後3日を経過”を経過しているか「インフルエンザ経過報告書」を確認させていただき、登園を許可します。 <u>・登園許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。</u> <u>保護者の署名のある「新型コロナウイルス感染症経過報告書」をもって登園となります。</u>
※ 発 症 日	熱が出はじめた日や熱がなくても新型コロナウイルスの諸症状が出はじめた日です。
※ 発 症 後 5 日	発症した日を 0 日として、そこから 5 日間(実質最短でも 6 日間)経過するまでとなります。
※ 症 状 軽 快 1 日	症状が軽快した日を0日とし、そこから1日間となります。
※ 発 症 日 か ら の 体 温 記 録 表	登園可能になる日まで、午前と午後に熱を測り、体温記録表に記入をお願いします。

(6)嘱託医

嘱託医	管轄	えんどうこどもクリニック（医師：遠藤 賢治）
	所在地	牧之原市細江1495番地2
	連絡先	0548-22-7373
嘱託歯科医	管轄	柴田歯科医院（歯科医師：柴田 和宏）
	所在地	牧之原市静波2841番地
	連絡先	0548-22-1404

19 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承ください。	
救急処置	職員は救急救命法の講習を受け、救急車が到着するまでの間の応急処置に対応できるようにしています。	
AED(自動体外式除細動器)	職員室にAEDを常備しており、園内外の万一の際利用できるよう備えています。	
緊急時の園児の引き渡しカード	入園時に保護者の皆様から、非常時の連絡先を緊急時園児引渡しカードにより記入し提出していただいています。この緊急時園児引渡しカードは緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。下記にあります災害時(代理引取人)も含めて、記入後に児童調査票の <u>ひとつの項目でも変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。</u> 変更の記入をしていただきます。	
救急・消防	管轄	静岡市消防局 吉田消防署
	所在地	榛原郡吉田町住吉1386-5
	連絡先	0548-32-1141
警察	管轄	牧之原警察署
	所在地	牧之原市細江2737
	連絡先	0548-22-0010

20 非常災害対策

防犯設備	警備保障、防犯カメラを設置しています。												
防災設備	消火器、自動火災探知器、熱感知器、誘導灯を備えています。												
防火管理者	総括主任保育士												
消防計画 届出年月日	静岡市消防局 牧之原消防署 令和5年4月28日 届出済												
定期訓練	<p>◆避難訓練、消火訓練:毎月1回以上実施</p> <p>◆総合防災訓練(引取訓練を含む):毎年1回実施</p>												
災害発生時の対応等	<p>保護者等に引き渡すまでの間(開所時間外を含む)、引き続き児童を保護します。</p> <p>① 入園時に緊急時園児引渡しカード(※)を提出していただきます。</p> <p>② 地震・大雨等の警報が発令された場合、または現実に災害が発生した場合、保護者の方は保育園に迎えにきてください。園舎が危険な場合は、別の避難場所に避難していることがあります。</p> <p>避難場所を保育園前に掲示しますので、電話による連絡・問い合わせはお断りします。</p> <p>③ 原則として引き渡しは保護者に限りますが、状況により保護者が来られない場合の代わりの人(代理引取り人)をあらかじめ緊急時引き渡しカードに記入しお知らせください。</p> <p>④ 園児の引き渡しは、緊急時引き渡しカードを確認のうえで行いますので、迎えにきたときは無断で連れて帰らないでください。</p>												
	<p style="text-align: center;">地震の発生に備えた対応</p> <p>①「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">在宅時</td> <td style="padding: 5px;">保護者とともに避難してください。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登園時</td> <td style="padding: 5px;">原則として自宅に戻り、保護者とともに避難してください。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">在園児</td> <td style="padding: 5px;">保護者の方は速やかにお迎えにきてください。</td> </tr> </table> <p>②「震度4以上の地震が発生した場合」又は「津波に関する警報」が発令されたとき</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">在宅時</td> <td style="padding: 5px;">保護者とともに避難してください。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登園時</td> <td style="padding: 5px;">原則として自宅に戻り、保護者とともに避難してください。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">在園児</td> <td style="padding: 5px;">保護者の方は速やかにお迎えにきてください。</td> </tr> </table>	在宅時	保護者とともに避難してください。	登園時	原則として自宅に戻り、保護者とともに避難してください。	在園児	保護者の方は速やかにお迎えにきてください。	在宅時	保護者とともに避難してください。	登園時	原則として自宅に戻り、保護者とともに避難してください。	在園児	保護者の方は速やかにお迎えにきてください。
在宅時	保護者とともに避難してください。												
登園時	原則として自宅に戻り、保護者とともに避難してください。												
在園児	保護者の方は速やかにお迎えにきてください。												
在宅時	保護者とともに避難してください。												
登園時	原則として自宅に戻り、保護者とともに避難してください。												
在園児	保護者の方は速やかにお迎えにきてください。												

大雨等の警報発令時の登降園

①「大雨」「暴風」「洪水」の3つの警報が同時に発表されたとき

在宅時	自宅待機となります。
在園児	保護者の方は速やかにお迎えにきてください。

②「大雨」「暴風」「洪水」警報のうち、いずれか1つが発表されたとき

在宅時	警報を確認の上、可能な限り自宅待機をお願いします。
在園児	警報を確認の上、園児の安全を配慮して、各家庭で自主的にお迎えに来てください。

※「地震」「大雨等」に備えて《掲示板用》をお配りしています。ご自宅の目につく場所に貼っておいてください。

避 難 場 所	1次避難場所	勝間田保育園正門
	2次避難場所	勝間田小学校グラウンド

地震に関する情報がでた場合の対応について

「災害は、忘れた頃にやってくる。」と言われています。特に、地震はいつどこで発生するかわかりません。牧之原市では大規模地震対策特別措置法に基づき、災害から市民の皆様の生命・身体・財産を守るため、各種の防災対策を進めています。保育園においても、皆様からお預かりしているお子さんを災害から守るため、全組織をあげて対応するよう備えております。

しかしながら、これらの対応には、市民の皆様のご協力、特に保育園においては保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。いざという時に皆様に適切な行動をとっていただき、保育園と保護者の皆様とが一体となって、園児の安全を確保できるようご協力ををお願いいたします。

21 虐待防止等の措置について

体制整備等	入園園児の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	園児に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には、次の4つがあります。(児童虐待防止法に規定)

- ・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- ・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など
子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。
- ・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など
- ・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。病気でも受診させない。登園、登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

* 児童虐待対応マニュアルより抜粋

22 個人情報の取り扱いについて

勝間田保育園は、園児並びに保護者・家庭に関わる個人や職員やその他の関係者の個人情報(特定の個人を識別することが出来る情報)に関する取り扱いについては、以下の方針で取り扱うものとします。

1)個人情報の基本理念

勝間田保育園では、『個人情報に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いが図らなければならない」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべてのものが、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

2)個人情報の利用目的

勝間田保育園では、園児および保護者、職員やその他の関係者の個人情報は『児童福祉法』及び厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。保育上必要な情報として、園児の氏名、年齢、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先住所、勤務先電話番号及びご家族のお名前、年齢などを収集しています。これらの情報は、利用目的以外に使用することはありません。

3)個人情報の第三者提供の制限

勝間田保育園では『個人情報の保護に関する法律』第 27 条に規定されている以下の各号に該当するとき以外は、保護者の同意を得ないで、第三者に個人情報(個人データ)を提供することはありません。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

4)個人情報の管理

勝間田保育園では、園児の個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つように勤めるとともに利用目的を失った個人情報は、保管義務期間終了後に確実に消去するものとします。

5)個人情報の安全管理措置

勝間田保育園では『勝間田保育園個人情報保護に関することについて』実行するために、個人情報管理者(園長)を設置し、個人所法保護法その他の関連する法律等を遵守し、管理責任者の基で厳重なセキュリティ対策を実施し、園内研修や職員会議等で職員に周知徹底させ、適切に個人情報を管理していきます。また、法人理事並びに職員やその他の関係者は、職務上知り得た個人情報に対して、就業中はもとより離職後も含め守秘義務を厳守します。業務委託を行う場合は、委託契約に安全管理措置の内容を契約に盛り込み、委託先の義務とします。

2024 年 4 月 改定

23 保育内容に関する相談・苦情窓口等

保育園では、利用者等からのご意見・ご要望に適切に対応する体制を整えております。
保育園に対するご意見や改善要望などがございましたら、遠慮なく保育園長にご相談ください。
また、保育園に話しづらい場合には、「第三者委員による苦情解決」の相談体制も整備されていますのでご利用ください。

【解決のための園内体制】

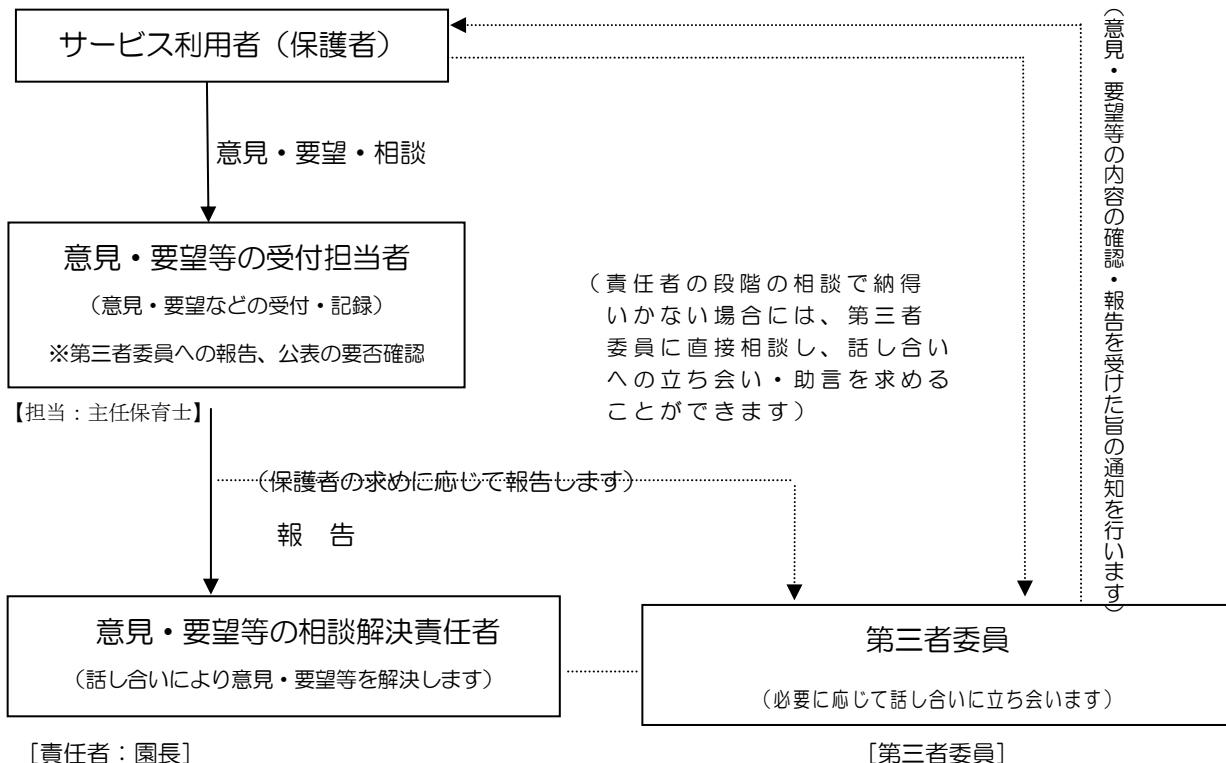
保育園	受付担当者	山本 五月 (役職: 勝間田保育園 総括主任保育士)
	解決責任者	朝比奈 いずみ (役職: 勝間田保育園 園長)

【解決のための第三者委員会】

直接保育園にいい難いことや、何度もあっても解決しないようなことを解決するために、第三者委員を設置しています。第三者委員へ直接、要望等を申し出られるか、または保育園内への申し出に際し立ち合い、助言をお願いすることができます。

第三者委員	氏名	伊故海みどり(主任児童委員)
	連絡先	0548-29-0052
	氏名	櫻井厚志(勝間田地区民生委員)
	連絡先	0548-28-0917

【第三者委員による苦情解決のための仕組み】



【要望・苦情等への対応方法】

- ・要望・苦情等を受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- ・相談解決の結果(改善事項)は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。

24 安全について

安全指導をはじめ、子どもの成長、発達に合わせた遊びの配慮と工夫を念頭に置いて保育を行っています。

子どもは、その発達上の特質から事故を起こしやすいので、職員は日頃から細心の注意を払い事故防止に努めています。日々の点検、ヒヤリハット報告と事故報告を行うことによってハザードを減らすように努め、万一事故が起きてしまった場合は、職員全員が適切に対応できるよう次のようにしています。

○散歩は、散歩マップをつくり、危険個所に気を付けています。

○遊具の安全点検は、職員が毎日実施しています。また業者による点検を定期的に行っています。

○事故が起きた時又は起りそうだった時は、「事故報告書」等を作成し、職員で情報を共有することで、事故の予防、再発防止に努めています。

25 賠償責任保険等の加入

保育園では、お預かりした園児に、事故やケガのないよう日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え以下の保障制度(保険)に加入しています。

➢独立行政法人日本スポーツ振興センター(学校安全会)の災害共済給付制度

➢ほいくのほけん(全国私立保育園連盟)

○【独立行政法人日本スポーツ振興センター(学校安全会)】

保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での登降園中のケガなど保育園の管理下で起きた災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	保育園の管理下における負傷(擦過傷、打撲など)で、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する保養の額が 500 点(5,000 円)以上のもの。	医療費 ・医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割は、付加給付分)の額。 ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に1割の付加給付を加算した額。
疾病	保育園の管理下における疾病(給食による食中毒、熱中症、漆等による皮膚炎など)で、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する保養の額が 500 点(5,000 円)以上のもの。	
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第 14 級に区分される。)が対象となります。	4,000 万円～88 万円 (通園中の災害の場合、2,000 万円～44 万円)
死亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡が対象となります。	3,000 万円 (通園中の災害の場合、1,500 万円)
	突然死	3,000 万円 (通園中の災害の場合、1,500 万円) 1,500 万円 (通園中の災害の場合も同額)

○【ほいくのほけん（全国私立保育連盟）】

園賠償責任保険 ※相手方への賠償など ※免責金額なし	対人	1名につき	10億円
		1事故につき	10億円
	対物	1事故につき	1,000万円
	初期対応費用	1事故10万円程度/免責金額なし うち見舞金1名につき10万円	
園児団体傷害保険 ※園児のケガの補償など	死亡・後遺障害	205万円	
	入院	1日あたり	1,950円
	通院	1日あたり	1,300円

26 登園・降園時における留意事項

それぞれの時点で、次の点に留意してください。

(1)送迎時

送迎する者 及び届出	園児の送迎に当たっては、事前に保育園に届けた保護者が必ず付き添うようにお願いします。(事前に届け出ていない方が送迎を行う場合は、保育園へ事前にご連絡ください。)
園への出入り	安全保育のため、門は必ず閉めてカギをかけてください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の一人歩きは道路交通法(第14条第3項)でかたく禁じられており、交通事故のもとになります。登園や降園のときは保護者が責任を持ってください。 ・車や自転車で送迎される人は、園で決められた場所に整列して危険のないように停めてください。 ・エンジンは必ず止めてください。 ・駐車場が狭いので、送迎は速やかにお願いします。 ・チャイルドシート、ジュニアシートの着用を必ずお願いします。 ・子どもは体温調整がうまくできないため、たとえ短い時間であっても暑い車内にいると、熱中症などになる可能性が高くなります。お子さまを車内においてその場を離れることはないようにしてください。

(2)登園時

登園時間	原則として、クラス別の活動が始まる午前9時までに登園してください。
登園時	<p>備え付けのタブレットにQRコードで打刻してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登園したらお子さんは確実に保育者に引き渡し、お子さんの健康状態等必要なことをお伝えください。
欠席・遅刻の連絡	<p>欠席や遅刻をする時は保育園にご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コドモンからの連絡…前日19:00～当日8:30までにアプリに入力 ・電話からの連絡……上記の時間以降の場合 <p>9:00までに連絡がない場合には保育園より確認の連絡を入れさせていただきます。</p>
健康状態の確認	<p>日々の登園に当たっては、園児の健康状態の確認を行ってください。</p> <p>登園時に発熱、嘔吐、下痢、その他園児の状態に普段と異なる状況が認められるときは、登園前に医療機関の受診や登園を控えていただくなど対応を依頼することがあります。</p>

その他	・「送迎時間確認書」に記載した内容(お迎えの時間・人)が変更となる場合は、13:00までにアプリに入力してください。それ以降は電話での連絡をお願いします。
-----	---

(3) 降園時

お子さまの引き渡し	・「送迎時間確認書」に記入されている方のみ、お子さまを引き渡します。記入されていない方の場合は、本人確認をさせていただきます。
-----------	---

27 保育園と保護者の連携

保護者と保育園は連絡を十分に図り、コミュニケーションをとりながら保育をすすめていきます。

心配なこと、分からることはいつでも職員にお尋ねください。

(1) 保育園からの連絡は保育支援システム「コドモン」のアプリを使用しています。

連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時、緊急連絡 ・遅刻・欠席の申請 ・連絡帳の記入 ・園だより(月1回) ・給食だより、献立表(月1回) ・お知らせ(クラス別、個人別)
資料室	<p>下記内容をご覧になることができます。</p> <p>>入園のしおり(重要事項説明書) >「地震」「台風等に備えて」 >子どもの感染症の一覧表 >インフルエンザ発症から再登園までの流れ >インフルエンザ経過報告書 >新型コロナウイルス感染症経過報告書</p>
カレンダー	園行事が確認できます。
成長記録	園で計測した身長・体重を確認できます。
登降園履歴	
購入履歴	写真販売

※環境保護のためペーパーレス化し、お知らせ等の紙配布は、最小限にしています。ご了承ください。

(2) その他

個人面談	担当保育士及び保護者との交流を図るため、個人面談を年1回実施します。
保育参加会	日々の保育園での学び、生活やクラスの中での園児の様子をご覧いただく機会として保育参加会を設定しています。
保護者会	<p>保育園には、入園児の保護者により自主的に組織・運営する保護者会があります。</p> <p>当該保護者会の実施事業(研修や奉仕作業等)活動に参加・協力をしていただくことになりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>※会費は園児1人に対して月額400円です。</p>

28 その他

保育園の休園	大規模地震・大雨警報等又は感染症等の発生など重大かつ緊急を要する状況が生じた場合」に保育園を休園することがあります。(登園前に災害に関する南海トラフ地震臨時情報が発表された場合など。)	
職員の研修等	職員研修	保育の専門性等の向上を図るために研修計画を策定し、職場内及び外部研修の受講に努めます。
	自己評価	職員による保育の内容等に関する「自己評価」を毎年1回以上実施し、保育の質の向上に努めます。
	第三者評価	◆認証評価機関による「第三者評価」を定期的に受審します。 ◆受審した場合、当保育所の受審結果は、当法人ホームページのほか、園内に常時備えますのでご覧ください。
その他の取り組み	保育園では、在宅の子育て家庭を対象として、園庭解放のほか、保育園職員による子育て相談を行っています。	
ICTシステム(コドモン)の導入	<p>保育園では、保護者の皆様と各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和5年6月から保育支援システム「コドモン」を使用しています。</p> <p>利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子さま・保護者情報のご登録が必要となります。</p> <p>【登録方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入園される保育園から、お子さまの保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードしてください。 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。 <p>【保護者情報の登録項目】</p> <p>アプリのダウンロード後、お子さまの情報として「氏名」、「フリガナ」、「生年月日」、「住所」、「保護者名」「性別」の入力をお願いします。</p> <p>※項目の一部は保育園側で入力済みの場合があります。「お子さまのプロフィール写真」の追加は任意です。</p> <p>【アプリ利用料】</p> <p>無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。</p>	
継続入園	<p>牧之原市の場合、毎年11月に継続入園の手続きをしていただきます。</p> <p>配布される継続入園の申込書の提出が必要です。</p> <p>※牧之原市外の場合、各市町村の指示に従ってください。</p>	

29 こんな時は必ず手続きを！

家庭の状況（住所、勤務先、勤務時間、電話番号、出産、育児休業、家族の異動、給付認定証の記載事項の変更等）に変更があった場合には、保育園と牧之原市子ども子育て課幼保支援係に速やかに届けてください。変更届は保育園にあります。申請書を受理後、翌月初日から支給認定の内容が変更されます。給付認定証は大切に保管してください。

場 合	提出書類	注意事項
① 仕事を退職・転職した。 就労先・就労時間や日数等に変更があった。	認定変更申請書 <ul style="list-style-type: none"> ●勤務の場合：就労証明書 ●求職中の場合（3ヶ月間） ハローワークカードの写し 求職活動状況書 ●自営業又は農漁業の場合： 就労証明書 確定申告書の第1表・第2表 	転職の場合は新しい勤務先の就労証明書が必要です。
② 保護者が妊娠・出産により産前産後休業を取得した。	認定変更申請書 <ul style="list-style-type: none"> ●出産に係る退園・継続確認書 (母子手帳の表紙及び予定日が記載されているページの写しを添付) 	産前産後休業は、出産予定日の2ヶ月前の初日から、出産月から3ヶ月後の月末まで
③ 育児休業を取得した。	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書（育児休業が1年半を超える場合） 	育児休業は1年半または就労先で定められている育休期間（最長3年）
④ 住所が変わった。 (市内で転居)	認定変更申請書（住所変更）	
⑤ 市外に転出することになった。	退園届（退園する月の月末までに申し出てください。）	<u>市内に児童の住所がないと、市内の保育所等に入所できません。</u> 転出が決まったときは <u>必ず早めに園に申し出てください。</u>
⑥ 祖父母その他の親族と同居することになった。	認定変更申請書 (世帯構成の変更)	
⑦ 保護者が離婚した。	認定変更申請書（保護者変更）	保育料が変更となる場合があります。詳しくは担当から説明があります。
⑧ 保護者が婚姻した。	認定変更申請書 <ul style="list-style-type: none"> ●婚姻した相手の所得に関する書類及び就労証明書等の保育ができない旨の書類 	保育料が変更となる場合があります。詳しくは担当から説明があります。
⑨ 住民税の変更があった。	認定変更申請書（階層の変更） <ul style="list-style-type: none"> ●住民税課税証明書等 	保育料が変更となる場合があります。詳しくは担当から説明があります。

お子さまをお預かりする上でもっとも大切な点

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの) 健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことの特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

- 1) 園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどは起こります。子ども1人に保育者1人がついている状況ではありませんので、ケガを予防できないこともあります。
- 2) 園は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「園で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。
 - ・園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。
 - ・他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するのは禁止です。
- 3) お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆様と園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさらないでください。在園中に発生した疾患、診断された疾患についても同じです。
- 4) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化あれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながります。

以上の点のいずれかにつきまして、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、及び、園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。

保護者の皆様にご理解いただきたい大切なこと

子どもに自我（「わたし」「ぼく」）が生まれてくると、かみつきやひっかきが始まります。「それ、ぼくの」「ほしいな、それ」「わたし、やだ」…、こういった気持ちがあっても、まだ言葉にはなりません。だから、かみついたり、ひっかいたりします。または目の前に出てきた誰かの指や顔に手や口が出ることもあります。

これは成長発達のひとつの特徴です。子どもたち全員がかみつきやひっかきをするわけではありませんが、かみつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。誰かを傷つけようという気持ちも、子どもには全くありません。反対に、「〇〇ちゃん、すき」「あそぼう！」といった、他者に対する興味がかみつきやひっかきのような行動として出ることもあります。

私たち保育者は、子どもたちが幼いながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけをしています。ほかのお子さんのおもちゃを取ろうとし始めたら「使いたいのかな？『かして』って言ってごらん」と伝えますし、ほかのお子さんの顔の前に手を出したら「どうしたの？」と声をかけて、そのお子さんの気持ちをくみとる努力をします。けれども、時として私たちの声掛けや働きかけが間に合わないこともあります。

言うまでもありませんが、保育の専門家として私たちは、子どもたちがなんだりひっかいたりすることを放置はしません。できる限り止めて、気持ちを受けとめ、言葉にするよう伝えます。かみつきやひっかきが起きた時には適切に処置して、保護者の方にもお伝えします。

保護者の皆さんにぜひご理解いただきたいのは、かみつきやひっかきは「加害」や「被害」といった言葉で表現すべきものではない、ということです。かみついた子どもは「悪い子」ではありません。自分が遊んでいるおもちゃをひっぱられて、「やだ！」という気持ちになるのは、年長の子どもでも同じです。ただ、乳幼児の場合は「やめて！」「わたしが遊んでるの！」という言葉よりも先に、手や口が出がらなのです。

あなたのお子さんが園や別の所で誰かをかんだ、保護者の方をかんだ、ひっかいたという時には、「どうしてかんだの（ひっかいたの）？話して」とやさしく尋ねてください。「悪い子！」と言ってしまったら、お子さんは心の中にある気持ちを表現できなくなってしまいます。まだ言葉でうまく言えないから、なんだり、ひっかいたりするのです。言葉にできなくても怒らないで、「かんだら（ひっかいたら）痛いんだよ」「言えるようにしていこうね」とやさしく伝えてあげてください。お子さんは、なにかを伝えようとしているのですから。

かみつきやひっかきは「特別な行動」でも「悪い行動」でもなく、子ども同士のかかわりや「仲良し」の中に出てくるものだからです。

最後になりますが、生え始めた歯がかゆくてかむ、ということもあります。ご家庭でそういった様子が見られ始めたら、園にもお伝えください。私たちも、同様のことが見られましたらお伝えしていきます。

保護者の皆様と園の二人三脚で、子どもたち一人ひとりの成長、そして、子どもたちがお互いにかかわりあいながら育っていく姿をしっかり見守っていきましょう。